

取 扱 基 準

名 称	新潟市遊休農地解消推進事業助成金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	遊休農地を3年以上借り受け、毎年1作以上作物を作付する場合に助成金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	耕作放棄地を解消するために推進する。 (年4ha以上の面積を解消)
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	新潟市遊休農地解消推進事業助成金交付要綱による。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	予算額 2,000,000 円 解消に要した実費額、もしくは、10アール当たり50,000円を上限に、借り受けた遊休農地の面積を乗じた金額のいずれか少ない方とする。 ※実行補助率は実際の申請面積により決定するため未定。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	2024年3月31日
評価の時期	2026年9月30日
終 期	2027年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 農業者個人の情報のため公表できません
	[媒体]
担当部署	新潟市農業委員会事務局 農政振興係 電 話 025-382-4966 e-mail nogyo.k@city.niigata.lg.jp